資料５

新旧対照表**【佐賀県地域医療構想調整会議における協議の取扱要領の改正案】**

新	旧
第１　地域医療構想調整会議において協議を要する事項 （１）地域医療支援病院及び特定機能病院の医療機能の大幅な変更等 　地域医療支援病院及び特定機能病院は、地域における中核医療機関としての役割が期待されていることから、医療機能の大幅な変更等を予定している場合には、地域医療支援病院等の開設者又は管理者（以下「開設者等」という。）は、変更前に地域医療構想調整会議において、変更の趣旨、変更後の医療機能等を説明することとする。 　医療機能の大幅な変更等とは、回復期機能・慢性期機能を有しない地域医療支援病院等が新たに回復期機能・慢性期機能を有することや、従来有していた回復期機能・慢性期機能の病床を増床するなど、地域の医療機関との機能分化・連携に影響を及ぼすおそれがあるものを指す。 （２）医療機関の統合 　医療機関の統合は、地域における医療提供体制に影響を及ぼすおそれがあることから、統合を予定している医療機関の開設者等は、統合前に地域医療構想調整会議において、統合の趣旨、統合後の医療機能等を説明することとする。 　統合とは、複数の医療機関の廃止届と新たな医療機関の開設許可申請が、実態として、一連の行為として行われるものをいう。 （３）医療機関の開設者の変更 　開設者の変更は、地域における医療提供体制に影響を及ぼす可能性もあることから、地域医療構想調整会議において、変更後の開設予定者は、変更	第１　地域医療構想調整会議において協議を要する事項 （１）地域医療支援病院及び特定機能病院の医療機能の大幅な変更等 　地域医療支援病院及び特定機能病院は、地域における中核医療機関としての役割が期待されていることから、医療機能の大幅な変更等を予定している場合には、地域医療支援病院等の開設者又は管理者（以下「開設者等」という。）は、変更前に地域医療構想調整会議において、変更の趣旨、変更後の医療機能等を説明することとする。 　医療機能の大幅な変更等とは、回復期機能・慢性期機能を有しない地域医療支援病院等が新たに回復期機能・慢性期機能を有することや、従来有していた回復期機能・慢性期機能の病床を増床するなど、地域の医療機関との機能分化・連携に影響を及ぼすおそれがあるものを指す。 （２）医療機関の統合 　医療機関の統合は、地域における医療提供体制に影響を及ぼすおそれがあることから、統合を予定している医療機関の開設者等は、統合前に地域医療構想調整会議において、統合の趣旨、統合後の医療機能等を説明することとする。 　統合とは、複数の医療機関の廃止届と新たな医療機関の開設許可申請が、実態として、一連の行為として行われるものをいう。

後の医療機能等を説明することとする。 　なお、開設者の変更とは、以下のものを除くものとする。 　　・第１の（１）でいう医療機能の大幅な変更等を伴わない相続（※） 　　・個人から当該個人又は当該個人の親族が理事長を務める医療法人への変更 　　　※相続とは、個人開設の医療機関の廃止届と当該個人の親族による新たな医療機関の開設許可申請が、実態として、一連の行為として行われるものをいう。 （４）特定の病床等に係る特例の適用 　医療法第 30 条の 4 第 9 項の規定に基づく病院の特定の病床等に係る特例の適用及び医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号の規定に基づく診療所の特定の病床等に係る特例の適用は、法制度的に認められているものの、その効果としては地域における医療提供体制に影響を及ぼす可能性もあることから、医療法等で定められている医療審議会での審議の前段として、申請予定者は、正式な申請の前に地域医療構想会議において、趣旨等について説明することとする。 （５）地域医療連携推進法人の認定 　地域医療連携推進法人の認定申請に際し、医療法第７０条の３第２項の規定に基づく地域医療構想との整合性を確認するため、申請予定者は、医療審議会での審議の前段として、あらかじめその医療連携推進方針案について説明することとする。	

第２　地域医療構想調整会議において協議を行うことができる事項 （１）医療機関の求めによる協議 　医療機関は、自らの医療機能の大幅な変更等に伴い地域の他の医療機関の理解を求めることが必要と判断する場合には、医療機関の開設者等は、変更前に地域医療構想調整会議において、変更の趣旨、変更後の医療機能等を説明することができる。 （２）県の求めによる協議 　県は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、医療機関に対して、地域医療構想調整会議に出席し、説明するよう求めることができる。 （３）地域医療構想調整会議構成員の求めによる協議 　地域医療構想調整会議構成員は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、関係する医療機関が地域医療構想調整会議において説明・協議を行うよう、県に求めることができる。 第３　その他 （１）具体的な協議の場 　本要領に基づく具体的な協議の場は、各構想区域に設置する地域医療構想調整会議分科会とする。 　なお、地域医療構想調整会議分科会での協議について、十分な協議を経てもなお整わない場合は、地域医療構想調整会議へ助言を求めることができるものとする。	第２　地域医療構想調整会議において協議を行うことができる事項 （１）医療機関の求めによる協議 　医療機関は、自らの医療機能の大幅な変更等に伴い地域の他の医療機関の理解を求めることが必要と判断する場合には、医療機関の開設者等は、変更前に地域医療構想調整会議において、変更の趣旨、変更後の医療機能等を説明することができる。 （２）県の求めによる協議 　県は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、医療機関に対して、地域医療構想調整会議に出席し、説明するよう求めることができる。 （３）地域医療構想調整会議構成員の求めによる協議 　地域医療構想調整会議構成員は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、関係する医療機関が地域医療構想調整会議において説明・協議を行うよう、県に求めることができる。 第３　その他 （１）具体的な協議の場 　本要領に基づく具体的な協議の場は、各構想区域に設置する地域医療構想調整会議分科会とする。

（２）関係者の責務 　地域医療構想調整会議構成員、医療機関の開設者等は、医療法第３０条の１４の規定及び佐賀県地域医療構想の趣旨に沿って、誠実に対応するものとする。	（２）関係者の責務 　地域医療構想調整会議構成員、医療機関の開設者等は、医療法第３０条の１４の規定及び佐賀県地域医療構想の趣旨に沿って、誠実に対応するものとする。